

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月2日
【届出者の氏名又は名称】	MKホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
【電話番号】	(03)6206-3210(代表)
【事務連絡者氏名】	山下 隼治郎
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	MKホールディングス株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目5番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、MKホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、三国商事株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

三国商事株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて非上場会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を取得及び所有することを主たる目的として、2025年11月5日に設立された株式会社です。本書提出日現在、アイ・シグマ・キャピタル株式会社(以下「アイ・シグマ・キャピタル」といいます。)によって管理・運営されるアイ・シグマ事業支援ファンド4号投資事業有限責任組合(以下「アイ・シグマ事業支援ファンド4号」といいます。)が公開買付者の発行済株式の全部を所有しております。なお、公開買付者、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及びアイ・シグマ・キャピタルの親会社である丸紅株式会社(以下「丸紅」といいます。)のいずれも、本書提出日現在、対象者株式を所有しておりません。

アイ・シグマ・キャピタルは、2000年9月に総合商社である丸紅の100%出資により設立され、プライベートエクイティ投資等及びその関連業務全般を行っております。アイ・シグマ・キャピタルは、親会社である丸紅の総合商社としての幅広い業種における機能・ネットワークを活用し、幅広い業種の国内企業(上場企業を含みます。)への出資(原則マジョリティ出資)を行っており、商社業務を営む対象者と同様に、商社である昭光通商株式会社(以下「昭光通商」といいます。)(化学品・合成樹脂・金属製品等の研究・開発・製造・販売)を始めとして、ゴールドパック株式会社(飲料受託製造)、株式会社日東コーン・アルム(冷凍ケーキを中心とした菓子類の製造)、株式会社ショクカイ(食品卸売)、株式会社ミスズライフ(ぶなしめじの生産・販売)、株式会社和コーポレーション(金属加工業、各種産業装置製造業)、モニター株式会社(電動マイクログラインダー等の製造販売・仕入販売)を含む合計26件(本書提出日現在)の投資実績(全てマジョリティ出資)を有するとともに、海外向けを含む営業・マーケティング、海外進出、原料調達、人材採用、経営戦略策定・再構築、経営管理体制の構築・整備、資本政策立案、M&A・提携等への支援を行うことで、単なる資金の提供にとどまらない事業パートナーとして、投資先企業と共同で企業価値向上に努めており、現在までにアイ・シグマ事業支援ファンド4号を含む合計で6本のパイアウトファンド、ベンチャーキャピタルファンドの設立及び運用を行ってまいりました。アイ・シグマ・キャピタルは、上記の企業価値向上を通じ、国内企業が日本経済において果たす優れた製品・サービスを供給する技術力やブランド力の継承・発展、雇用創出や地域経済への貢献に寄与したいと考えております。

公開買付者は、2026年2月27日、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際し、公開買付者は、2026年2月27日付で、()対象者の主要株主かつ筆頭株主である株式会社レゾナック(以下「レゾナック」といいます。)との間で、その所有する対象者株式の全て(所有株式：792,500株、所有割合(注)：13.27%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(レゾナック)」といいますが)、()対象者の主要株主かつ第2位株主である株式会社プロテリアル(以下「プロテリアル」といいます。)との間で、その所有する対象者株式の全て(所有株式：755,666株、所有割合：12.66%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(プロテリアル)」といいますが)、()対象者の第6位株主である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社(以下「伊藤忠丸紅鉄鋼」といいます。)との間で、その所有する対象者株式の全て(所有株式：254,000株、所有割合：4.25%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)」といいますが)、()対象者の株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)との間で、その所有する対象者株式の全て(所有株式：50,000株、所有割合：0.84%)について、本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(三菱UFJ銀行)」といいますが)を、それぞれ締結しております。したがって、公開買付者は、レゾナック、プロテリアル、伊藤忠丸紅鉄鋼及び三菱UFJ銀行(総称して、以下「本応募合意株主」といいます。)が所有する対象者株式の全て(所有株式：1,852,166株、所有割合：31.02%)について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約(レゾナック)、本応募契約(プロテリアル)、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)及び本応募契約(三菱UFJ銀行)(総称して、以下「本応募契約」といいます。)の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(注) 「所有割合」とは、()対象者の株主名簿に記載された2026年1月30日現在の対象者の発行済株式総数(6,000,000株)から、()同株主名簿に記載された2026年1月30日現在対象者が所有する自己株式数(29,842株)を控除した株式数(5,970,158株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、3,980,000株(所有割合：66.66%)を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全ての買付け等を行います。なお、買付予定数の下限は、発行済株式総数(6,000,000株)から対象者が所有する自己株式数(29,842株)を控除した株式数(5,970,158株)に係る議決権数(5,970個)に3分の2を乗じた数(3,980個)に対象者の単元株式数(1,000株)を乗じた数(3,980,000株)としております。これは、本取引において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としており、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者が対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに係る決済等に要する資金を、本公開買付けの決済の開始日の5営業日前までに、アイ・シグマ事業支援ファンド4号から1,481,000,000円を上限として出資を受けるとともに、本公開買付けの決済の開始日の1営業日前までに、三菱UFJ銀行から2,629,000,000円を上限として借入れ(以下「本銀行融資」といいます。なお、融資元の三菱UFJ銀行と応募株主としての三菱UFJ銀行は、三菱UFJ銀行内で情報遮断がなされていることを確認しており、本取引の公正性は確保されております。)により賄うことを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、三菱UFJ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされております。なお、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

公開買付者は、対象者を完全子会社化することを目的としているため、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)を実施することにより、対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを予定しております。

対象者が2026年2月27日に公表した「MKホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年2月27日付の対象者取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者によれば、対象者は、1941年6月に三国電気株式会社として設立され、電気・機械関連製品を中心とした商社業務を開始したとのことです。その後、事業内容の拡充等に伴い、1951年12月に商号を三国株式会社へ変更し、1955年4月には現在の三国商事株式会社へ商号を変更したとのことです。また、対象者は1962年6月には本社を東京都港区浜松町に移転するとともに、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第二部に株式を上場し国内各地への営業拠点の展開及び海外子会社の設立等により事業領域を拡大したとのことです。1978年7月に東京証券取引所を上場廃止となり、社団法人日本証券業協会の店頭管理銘柄に指定されたとのことです。その後、1999年10月には社団法人日本証券業協会の気配公表銘柄(グリーンシート銘柄)に指定され、2017年9月29日には気配公表銘柄(グリーンシート銘柄)としての指定を自主的に取り消し、2017年10月1日に株主コミュニティ(注)の組成をするに至ったとのことです。また、その後、2025年4月に、対象者は本社を東京都港区西新橋に移転したとのことです。

(注) 「株主コミュニティ」とは、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的として、2015年5月に創設された非上場株式の流通取引・資金調達の制度であり、証券会社が非上場株式の銘柄ごとに株主コミュニティを組成し、これに参加する投資者に対してのみ投資勧誘を認める仕組みです。

対象者によれば、対象者及び連結子会社2社で構成される企業グループ(以下「対象者グループ」といいます。)は、国内外において、電線関連製品(加工付電線、電子機器用電線、巻線等)、化成品関連製品(銅張積層板、合成樹脂、半導体・電子部品等)及び金属関連製品(表面処理鋼板、薄板、電磁鋼板等)の販売(事業)を行う商社とのことです。

そして、対象者グループは、電機・電子機器・自動車・インフラ分野など、幅広い分野に関わる商社として、電気絶縁材料・各種ケーブル製品・特殊鋼板等、B to B ビジネスを中心に展開し業容を拡大し、「果敢に挑戦し、お客様と共に新しい時代を切り拓く！」をモットーに、国内外で事業活動を展開しているとのことです。

一方で、対象者グループが事業を営む、電線関連製品、化成品関連製品及び金属関連製品の販売市場においては、()従来対象者が得意としていた民生関連分野(家電、PC、スマホ等の、一般消費者による家庭での使用を目的とした製品を製造する分野)については、海外企業が生産する製品が日本国内市場においても競争力を増していること、及び原材料価額の高騰に起因した仕入費の更なる高騰も見込まれていること、()自動車関連分野及びエネルギー・インフラ分野については、エネルギー・原材料価格の高騰や関税政策の見直しにより、厳しい事業環境が続くと考えているとのことです。

また、対象者グループは商品の仕入・販売に注力した事業展開を行っているのに対して、同業他社には仕入・販売事業のみならず、在庫・物流事業や加工事業等の付加価値の高いサービスを提供することで競業他社と差別化を図り、継続的に高収益を上げている企業もあることを踏まえて、対象者グループにおいても、今後は、従来の仕入・販売事業に加えて、電線関連製品、化成品関連製品及び金属関連製品を総合的に扱う対象者グループの強みを活かしつつ既存のサービスとは異なる高い付加価値を提供可能なサービスを提供する必要があると考えているとのことです。加えて、多様化する顧客ニーズに対応する観点から、海外も含めて調達ネットワークを強化及び多様化させ、またそれに合わせてコンプライアンス体制の強化を図る必要があると考えているとのことです。

これまでも対象者グループにおいては2021年度以降、国内及び海外の不採算拠点の整理・統合、不採算事業からの撤退、外部リソースの活用により自社の人的・物的・経済的リソースの配分の見直しと業務の効率化、コンプライアンス強化等を実施、検討し、一定の成果を上げてきたとのことです。具体的には、このような施策を開始する前の2020年度から2024年度までの期間において、売上高前年度比平均成長率9.9%、経常利益前年度比平均成長率57.7%を実現し、連結株主資本も2020年度比19.2億円増加させ、企業価値を向上させてきたとのことです。一方で、対象者の経営陣は、主要取引先の業界再編による取引の剥落や企業規模の違いに基づく投資のための資金力の差を肌で感じており、対象者グループの現有の経営資源のみでは、今以上に迅速かつ十分な成長戦略を実行するには限界があると感じており、競争力を保つことが困難であることを再認識するに至ったとのことです。このような事業環境の中、対象者グループとしては、付加価値の高い事業領域の拡大を通じて収益力を強化し、かつ全てのステークホルダーから信頼される会社としての企業価値の向上のために、外部パートナーの経営資源を活用することにより、(a)ガバナンスの向上とコンプライアンス精神の徹底、(b)既存の流通機能に加えて新たな付加価値を提供可能な戦略の実行、(c)適切な粗利率の確保と業務の生産性向上による利益獲得、(d)主に国内外の仕入機能の拡充による安定した資本構造の構築が必要不可欠と認識するに至ったとのことです。

そこで、対象者は、2024年12月中旬以降、上記の課題の克服及び企業価値向上を目的として、外部パートナーとの協業を通じて、対象者を取り巻く事業環境を踏まえて対象者グループが成長を果たしていくための方策に関するさまざまな検討を進めてきたとのこと。具体的には、三菱UFJ銀行コーポレート情報営業部財務開発室(以下「三菱UFJ銀行財務開発室」といいます。)からPEファンド及び事業会社複数社を紹介され、2025年3月中旬に三菱UFJ銀行財務開発室同席のもと、アイ・シグマ・キャピタルを含むPEファンド3社とそれぞれ面談を実施し、対象者のおかれた業界環境や成長戦略について意見交換を行い、アイ・シグマ・キャピタルとの間では、業界環境や成長戦略に加えて、対象者の資本戦略についても意見交換を行ったとのこと。なお、対象者は、アイ・シグマ・キャピタル以外のPEファンド2社とは、当該面談以降本書提出日までの間、追加の協議・面談等は行っておらず、本取引に関する協議・検討も行っていないとのこと。

そのような中、アイ・シグマ・キャピタルはプライベートエクイティ投資業の一環として投資先を検討する過程において、2024年12月中旬、投資先検討において過去に会話を行ったことがある三菱UFJ銀行財務開発室を通じて、対象者の紹介を受け、2025年3月27日、対象者の経営陣との面談を実施しました。アイ・シグマ・キャピタルは、対象者の経営陣と面談する中で、旧株式会社日立製作所及び関係会社で構成される企業集団(以下「旧日立グループ」といいます。)に属する商社として、成熟業界と理解する電線、化成品、金属の各分野で1941年の設立以来(旧日立グループとしては1975年以来)、長年の取引実績に裏付けされた安定した商流を有し、その取引実績ゆえに獲得した事業基盤を有する対象者に関心を持ち、対象者への資本参加に向けて検討を進めてまいりました。このような検討の結果、アイ・シグマ・キャピタルは、対象者へのデュー・ディリジェンスを通して、対象者が、()長年の実績に裏付けられた、企業規模の大小を問わずにカバーをしている国内における幅広い顧客基盤、()高度な専門性を持ちつつ、顧客の要望に基づいた製品のカスタマイズといったサービスの提供に取り組む従業員、及び()対象者の株主かつ主要仕入先で競争力を有するレゾナック、プロテリアル、伊藤忠丸紅鉄鋼及び東洋鋼板株式会社(以下「東洋鋼板」といいます。)の各製品に係る幅広い商圏を有している点において、対象者の強みがあると考え、また、アイ・シグマ・キャピタルの親会社である丸紅及びそのグループ会社(以下「丸紅グループ」といいます。)の多岐に渡るビジネスネットワーク・情報力を活用することにより、対象者のガバナンス面の確立、商流における更なる付加価値の取り込み及び旧日立グループ以外の商圏の取り込みを図ることで、対象者の更なる発展と企業価値の向上を図ることができ、また、企業価値の向上に向けた取り組み過程において対象者に生じる不利益はないものと考えております。

また、アイ・シグマ・キャピタルは、対象者の経営陣と協議する中で、対象者に対して、アイ・シグマ事業支援ファンド4号の傘下としてスピード感をもって、丸紅グループの支援を行うことが必要不可欠と考え、対象者を公開買付者の完全子会社にする 것을企図するに至りました。

アイ・シグマ・キャピタルは、対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、以下のようなシナジーの実現が可能であると考えております。

()エンジニアリング、在庫機能強化等を通じた高付加価値ビジネスの拡大

公開買付者が、アイ・シグマ・キャピタルのネットワークを活用し、対象者に対して、エンジニアリング機能の強化に必要な人材採用及び資金面の支援を行うとともに、アイ・シグマ・キャピタルの投資先で対象者と同じく商社である昭光通商にて実施した在庫機能強化施策を対象者にも実施することで、対象者の付加価値向上が可能であると考えております。

()海外を含む調達ネットワークの強化

対象者は国内の需要家を中心とした顧客基盤を強みとする一方、丸紅グループは海外ネットワークや三国間貿易に強みがあることから、対象者は丸紅グループとの連携を通じて対象者の海外を含む調達ネットワーク強化の一助となり、対象者の仕入先拡充に資するものと考えております。

()経営管理強化(ガバナンス面、ITインフラ面)に向けた支援

公開買付者が対象者を完全子会社とすることにより、丸紅グループの商社としての管理ノウハウ等の知見、及びグローバル経営管理のプラットフォーム(各地域の現地法令や慣習に応じた展開や各種管理プログラム)の活用が可能と考えております。また、丸紅グループの人材ネットワークを活用することで、リスク管理・財務・法務等に長けた人材を補強し、適切なガバナンス体制の確立が可能になると考えております。またITインフラ面では必要となるシステム刷新や、それに伴って求められるIT体制の確立を公開買付者と丸紅グループによる支援で可能になると考えております。

()商社ビジネスに最適な人事・意思決定体系の整備

丸紅グループのノウハウを活用することにより、商社ビジネスに最適な人事制度及び意思決定体系の整備が可能であると考えております。また、アイ・シグマ・キャピタルは、過去の投資を通して、社内における次世代経営人材の育成や若手の積極的な登用、事業成長戦略に沿った的確な人材支援を遂行し、知見・ノウハウを蓄積しているところ、対象者の人的な経営資源を有効に活用することが可能になると考えております。

上記の期待できるシナジーを念頭に、アイ・シグマ・キャピタルと対象者は、2025年3月27日に対象者の資本戦略に係る初期的な協議を実施し、アイ・シグマ・キャピタルは、同日、対象者に対して本取引の実施を含めた対象者の資本戦略に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を伝えました。同日、当該意向に対して、対象者より、本取引の実施に向けた検討・協議を開始することを了承したとの回答を受けました。その後、2025年9月2日に、アイ・シグマ・キャピタルは、対象者に対して、本取引の実施に向けた検討・協議に関する独占交渉権を求める旨の法的拘束力のない意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出し、同月5日に公開買付者が対象者を完全子会社化した後の企業価値向上に関する基本的な方針について説明を行いました。また、アイ・シグマ・キャピタルは、2025年10月10日、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業を選任しました。

さらに、アイ・シグマ・キャピタルは、本取引の実現可能性の精査のために法務(法務アドバイザー：森・濱田松本法律事務所外国法共同事業、選任日：2025年10月10日)・財務・税務・ビジネス(財務・税務・ビジネスアドバイザー：デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、選任日：2025年10月20日)のデュー・ディリジェンスを2025年10月中旬から同年12月中旬まで実施するとともに、並行して、対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の諸条件についての協議・検討を続けてまいりました。

具体的には、公開買付者は、2026年2月5日、上記の各施策を実施することで、対象者の企業成長を支援することが可能であると判断し、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を558円とする旨の法的拘束力を有する最終意向表明書(以下「本最終意向表明書」といいます。)を対象者に対して提出いたしました。株式価値の算定にあたっては、まず、対象者を解散した場合に株主に帰属すると見込まれる解散価値としての純資産額を基準とし、その上で、デュー・ディリジェンスの実施過程において検出された各種事項について、その内容及び対象者の財政状態、経営成績並びに将来の事業運営に及ぼす影響を総合的に勘案しております。また、対象者が有価証券報告書及びその他の開示資料により公表している財務情報、加えて、対象者にて作成している2026年3月31日を基準日とした2027年3月期から2030年3月期までを対象期間とする事業計画も勘案しております。これらを主として、2026年3月31日を基準日として、公開買付者において、売上高、売上原価、各種費用等から構成される損益計算書(P/L)、並びに運転資本、外部からの資金借入れ等を含む貸借対照表(B/S)につき、それぞれ試算した事業計画及びキャッシュ・フローを基礎として、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(DCF法)及びマーケット・マルチプル法の複数の算定方法を用いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの価値を算出いたしました。これに対し、対象者からは、同年2月9日、対象者及び本特別委員会(以下に定義します。以下同じです。)の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は公正な価格とは言い難く、本公開買付けに対する応募推奨を行うためには全く不十分な価格であるとして、本公開買付価格の抜本的な引き上げを求められました。上記要請を受けて、公開買付者は真摯に検討した結果、同年2月12日、対象者に対して、本公開買付価格を578円とする再提案を行いました。これに対し、対象者からは、同年2月13日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は依然として公正な価格ということには到底できず、本公開買付価格の大幅な引き上げを求められました。上記要請を受けて、公開買付者は真摯に再検討した結果、同年2月16日、対象者に対して、本公開買付価格を583円とする再提案を行いました。これに対し、対象者からは、同年2月17日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は依然として公正な価格とは言うことは到底できず、本公開買付けに対する応募推奨を行うためには依然として全く不十分な価格であるとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを求められました。上記要請を受けて、公開買付者は真摯に、慎重かつ最優先で再検討した結果、同年2月19日、対象者に対して、本公開買付価格を605円とする最終提案(以下「最終提案」といいます。)を行いました。これに対し、対象者からは、同日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、少数株主の立場からは十分とはいいがたく、一層の引き上げが必要と考えているとして、本公開買付価格について再度の提案を求められました。上記要請を受けて、公開買付者は慎重に再検討した結果、同年2月24日、対象者に対して、最終提案にて提示した本公開買付価格605円は、本取引の個別の要素を鑑みたうえで提示が可能な最大限の価額であり、一般株主の利益に十分に配慮された価額であることから、最終かつ最善の価額であって、これ以上の引き上げはできない旨の回答をいたしました。これに対し、対象者からは、同日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、少数株主の立場からは依然として十分とはいいがたく、一層の引き上げが必要と考えているとして、本公開買付価格について再度の提案を求められました。上記要請を受けて、公開買付者は慎重に再検討した結果、同年2月25日、対象者に対して、最終提案にて提示した本公開買付価格605円は、本取引の個別の要素を鑑みたうえで提示が可能な最大限の価額であり、一般株主の利益に十分に配慮された価額であることから、最終かつ最善の価額であるとの考えは変わらない旨の回答を行いました。これに対し、対象者から、同年2月26日、対象者及び本特別委員会の見解として、公開買付者の最終提案を応諾する旨の回答を受けたことから、本公開買付価格を605円とすることについて、合意に至りました。なお、本応募合意株主とは本公開買付価格に関する交渉は行っておらず、本公開買付価格である605円を提示した上で2026年2月27日に本応募契約の締結に至っております。以上の経緯の下で、公開買付者は、公開買付者が対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることで、対象者の企業価値向上に資するとの結論に至り、2026年2月27日に本取引の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者によれば、上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者は、2024年12月中旬以降、対象者を取り巻く事業環境を踏まえて対象者グループが成長を果たしていくための方策に関するさまざまな検討を進めてきたとのこと。具体的には、三菱UFJ銀行財務開発室からPEファンド及び事業会社複数社を紹介され、2025年3月中旬に三菱UFJ銀行財務開発室同席のもと、アイ・シグマ・キャピタルを含むPEファンド3社とそれぞれ面談を実施し、対象者のおかれた業界環境や成長戦略について意見交換を行い、アイ・シグマ・キャピタルとの間では、業界環境や成長戦略に加えて、対象者の資本戦略についても意見交換を行ったとのこと。なお、対象者は、アイ・シグマ・キャピタル以外のPEファンド2社とは、本書提出日までの間、特段の接点を持っておらず、具体的な検討も行っていないとのこと。

そして、対象者は、アイ・シグマ・キャピタルとの間で、2025年3月27日に対象者の資本戦略に係る初期的な協議を実施し、アイ・シグマ・キャピタルから、本取引の実施を含めた対象者の資本戦略に向けた検討・協議を開始したい旨の意向を受領したとのこと。これに対し、対象者は、本取引の実施に向けた検討・協議を開始することを了承したとの回答をしたとのこと。

そして、対象者は、2025年9月2日、公開買付者から、本意向表明書を受領するとともに、公開買付者が対象者を完全子会社化した後の企業価値向上に関する基本的な方針について説明を受けたとのこと。対象者は、公開買付者との間で協議を開始することや本取引の実施等を含めて慎重に検討したところ、2025年9月中旬、本取引の実施が対象者の企業価値向上(具体的な内容は、大要下記に記載のとおりです。)に資する可能性があると考えに至り、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定するとともに、本取引の検討及び公開買付者との交渉に備えるため、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2025年9月11日、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者、丸紅グループ及び対象者のいずれからも独立した、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として三菱UFJ銀行財務開発室を、対象者のリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、それぞれ選任したとのこと。また、本取引はマネジメント・バイアウトや支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、本公開買付けの成立後、公開買付者が対象者の支配株主となり、本スクイーズアウト手続が想定されていることから、その構造上、一般論として、本取引の是非を決定するにあたり対象者取締役会と対象者の一般株主との間に利益相反が生じる可能性も否定はできないこと等を考慮し、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすること(本公開買付けに係る対象者の意見表明を含む。)が、対象者の一般株主にとって公正であることを確認することを目的として、2025年9月11日付で、外部有識者である太田大三氏(弁護士・弁理士・丸の内総合法律事務所・パートナー)、松本亨氏(公認会計士・松本亨公認会計士事務所・パートナー・所長)及び浅沼大貴氏(弁護士・北浜法律事務所・パートナー)の3名によって構成される、公開買付者及び対象者のいずれからも独立した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置し、本公開買付けに係る協議及び交渉を行う体制を構築したとのこと(本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)。なお、特別委員として社外取締役及び社外監査役を選任しなかった理由は、社外取締役である松永進氏は、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)を締結し丸紅グループでもある伊藤忠丸紅鉄鋼にて勤務しており、社外監査役である沖山和彦氏は、本応募契約(プロテリアル)を締結したプロテリアルにて勤務しており、社外監査役である大倉健太郎氏は、本応募契約(レゾナック)を締結したレゾナックにて勤務しており、本応募契約(レゾナック)、本応募契約(プロテリアル)及び本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)はいずれも2025年9月11日時点でも締結する可能性が否定できなかったため、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から適切でないと考えたためとのこと。また、外部有識者である太田大三氏、松本亨氏及び浅沼大貴氏の3名を選定した理由は、特別委員3名の属性及び専門性を踏まえ、財務・会計及び法務の知見に関して本特別委員会の専門性を補完していただくことが望ましいと考えたためとのこと。

さらに、対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び対象者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、対象者は、2025年9月2日に公開買付者から本意向表明書を受領した後、TMI総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、本公開買付けに係る協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付者の役職員を兼務しておらず、かつ、過去にアイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付者の役職員としての地位を有していたことのない、今野博文氏(取締役社長兼営業本部長兼事業強化推進室)、森本昇氏(常務取締役管理本部長兼海外統括部長兼経営改革推進室長)及び内田雄治氏(常務取締役営業副本部長兼大阪支店長)に、執行役員3名及び従業員4名を加えた計10名の社内プロジェクトチームを組成しているとのことです。また、かかるプロジェクトチームは、本特別委員会とともに対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に専属的に関与しており、本書提出日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

そして、対象者による上記体制の整備後、本特別委員会は、三菱UFJ銀行財務開発室及びTMI総合法律事務所の助言を受けながら、本取引の是非及び意義・目的、本取引後の経営体制・方針、本公開買付価格を含む本取引の諸条件等について、公開買付者との間で複数回にわたる協議・検討を重ねてきたとのことです。

具体的には、本特別委員会は、2025年10月17日付で、公開買付者に対し、本取引の目的及び経緯・背景、本取引によって見込まれるメリット・デメリットその他影響の内容、公開買付者及び対象者のシナジーの創出に向けた具体的な施策、並びに本取引後に想定している対象者の経営体制や成長戦略等について書面による質問を提出し、公開買付者から、2025年12月5日付で回答を受領したとのことです。その後、本特別委員会は、2025年12月10日付で、公開買付者に対するインタビューを実施し、上記の内容について説明を受け、これに対する質疑応答を行ったとのことです。

また、本公開買付価格について、対象者は、2026年2月5日、公開買付者から、本公開買付価格を558円とする旨の本最終意向表明書を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2026年2月9日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、公正な価格とは言い難いとの結論に至り、公開買付価格の抜本的な引き上げを要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年2月12日、公開買付者から、本公開買付価格を578円とする旨の再提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2026年2月13日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、依然として公正な価格ということは到底できないとの結論に至り、本公開買付価格の大幅な引き上げを要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年2月16日、公開買付者から、本公開買付価格を583円とする旨の再提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2026年2月17日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、依然として公正な価格と言うことは到底できないとの結論に至り、本公開買付価格について抜本的に増額された金額を提案するよう要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年2月19日、公開買付者から、本公開買付価格を605円とする旨の最終提案を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2026年2月19日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の少数株主の立場からは十分とはいえないとの結論に至り、本公開買付価格の一層の引き上げを要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年2月24日、公開買付者から、本公開買付価格として提案した605円は、デュー・デリジェンスの結果や対象者のマネジメントとの面談を通じ、本取引の個別要素を鑑みた上で提示可能な最大限の価格であり、一般株主の利益に十分に配慮された価格であることから、最終かつ最善の価格であると考えており、本公開買付価格の引き上げは行わない旨の回答を受領したとのことです。これに対し、対象者は、2026年2月24日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、少数株主の立場からは依然として十分とはいえないとの結論に至り、本公開買付価格の一層の引き上げを要請したとのことです。

その後、対象者は、2026年2月25日、公開買付者から、本公開買付価格として提案した605円は、本取引の個別要素を鑑みた上で提示可能な最大限の価格であり、一般株主の利益に十分に配慮された価格であることから、最終かつ最善の価格であるとの考えに変更はなく、本公開買付価格の引き上げは行わない旨の回答を受領したとのことです。

これに対して、対象者は、2026年2月26日に、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーからの助言も参考に、真摯に検討した結果、提案内容を応諾したとのことです。

以上の経緯のもとで、対象者は、本特別委員会から、2026年2月26日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けているとのことです。本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。

また、対象者は、2026年2月26日付で、三菱UFJ銀行財務開発室から対象者株式に係る株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の提供を受けているとのことです。

その上で、対象者は、2026年2月27日、対象者株式価値算定書の内容及びTMI総合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引が対象者の企業価値向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、以下の観点から本取引は、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断しているとのことです。

上記「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者グループが事業を営む、電線関連製品、化成品関連製品、金属関連製品の仕入・販売事業に係る事業環境等を踏まえると、対象者においては、(a)ガバナンスの向上とコンプライアンス精神の徹底、(b)既存の流通機能に加えて新たな付加価値を提供可能な戦略の実行、(c)適切な粗利率の確保と業務の生産性向上による利益獲得、(d)主に国内外の仕入機能の拡充による安定した資本構造の構築が必要不可欠と認識しているとのことですが、対象者は、本取引を実施することで、下記()~()に記載のシナジーが想定されるため、対象者の中長期的な競争力の確保及び企業価値の向上を見込むことができるとの考えに至ったとのことです。

()ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化

総合会社である丸紅を親会社とし、対象者と同様に専門商社である昭光通商への投資実績もあるアイ・シグマ・キャピタルが有する専門商社の管理運営に関するノウハウを活用することで、対象者の課題であるガバナンス及びコンプライアンス体制について、国外を含めた各地域の現地法令や慣習に応じた整備をすることが可能となり、対象者における更なるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることができると考えているとのことです。

()付加価値の高いビジネスモデルへの移行

丸紅グループの有する広範なノウハウ及び人材ネットワークを活用することにより、対象者グループにおいて商品売買の仲介にとどまらず、エンジニアリング機能、在庫機能・物流機能や加工機能等の付加価値の高いサービスを併せて提供し、より収益性の高いビジネスモデルの確立が可能になると考えているとのことです。特に、エンジニアリング機能に関して、丸紅グループが有する人材ネットワーク及び採用ノウハウを活用することにより、対象者単独では確保が困難であった専門性の高い人材の獲得が可能となり、対象者の技術力及び開発体制の高度化を図ることができると見込んでいるとのことです。また、在庫機能については、丸紅グループのリスク管理ノウハウを活用し、対象者における在庫保有に伴う資金負担や在庫変動リスクを計量化した上で、それらのリスクと期待収益を衡量し、取扱製品の選別や在庫水準の最適化を図ることにより、対象者の事業効率及び収益性の向上を図ることができると考えているとのことです。

()ITシステムの強化による業務の効率化・自動化

丸紅グループにおけるDXやITシステムについての知見を積極的に活用することにより、対象者グループのITシステムについて効果的な投資を実施して業務の効率化を図り、生産性を向上することが可能になると考えているとのことです。

()国内外における調達機能の向上

丸紅グループの国内外の調達ネットワークを活用することで、対象者において、海外の仕入先を含む新たな仕入先からの調達の拡充を実現し、多様化する顧客のニーズに応え、国内外での調達機能の向上を図ることが可能となると考えているとのことです。

対象者は、上記のシナジーの実現のためには、アイ・シグマ・キャピタル及び丸紅グループとの緊密な連携が必要になるところ、現状のように多数の株主が存在する中でアイ・シグマ・キャピタルとの資本業務提携を実施すると、同社との間の取引条件の公正性を確保するための体制整備等が必要となり、迅速なシナジー実現が困難となる可能性が高く、迅速かつ確実に上記各シナジーを実現するためには本取引を通じて対象者が公開買付者の完全子会社となることが望ましいと考えたとのことです。他方、対象者には540名以上にものぼる多数の株主が存在するものの、本応募合意株主以外のは大半は僅少な株式しか保有しておらず、対象者株式は金融商品取引所に上場していないためにその流動性は極めて乏しく、約500名存在する個人株主においては高齢化が進んでおり、これらの個人株主も含めて株式売却の希望が多数寄せられる中で、以下に述べるとおり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件の妥当性に鑑みれば、本取引は対象者の株主の皆様に対しても、対象者株式についての合理的な売却機会を付与する点で望ましいとの結論に至ったとのことです。

一方で、対象者は、本取引を実施することによるデメリットについても検討したとのことです。もっとも、対象者は、非上場会社であるため、資金調達や社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保といった一般に上場企業が享受していると考えられるメリットを現在享受しておらず、本取引を行うことで対象者に生じうる固有のデメリットは特段ないと考えているとのことです。また、対象者は、本取引の実施により既存の株主との間の資本関係が消失するものの、既存の株主である取引先については、長年の取引で資本関係に依存しない信頼関係を築いていることから特段のデメリットはなく、アイ・シグマ・キャピタルの傘下に入る点においても、特段のデメリットやディスシナジーはないと考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (ア)本公開買付価格が、対象者株式価値算定書におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果のレンジの範囲内の金額であること
- (イ)本公開買付価格の決定に際しては、本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られていることにより、一般株主の利益への配慮がなされていると認められること
- (ウ)本公開買付価格が、利益相反を回避し、本取引の公正性を担保するための措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること
- (エ)本取引の取引条件は、本答申書においても、公正であると判断されていること

以上より、対象者は、2026年2月27日付の対象者取締役会において、対象者の意見として、対象者取締役4名(今野博文氏、森本昇氏、内田雄治氏及び松永進氏)の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

公開買付者は、本取引が成立した後の経営方針について、アイ・シグマ・キャピタルは、対象者の企業価値向上のための経営戦略の具体的な施策として、主に上記「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の各施策を講じることを考えておりますが、具体的な内容及び方法については、本取引完了後に対象者の役員及び従業員と協議しながら決定していく予定です。

本取引成立後にアイ・シグマ・キャピタル又はアイ・シグマ事業支援ファンド4号より数名の取締役を派遣する予定ですが、その具体的な人数、時期及び候補者等については現時点では未定であり、本取引完了後の対象者の役員構成を含む経営体制の詳細については、本取引完了後、対象者と協議しながら決定していく予定です。また、公開買付者は、本取引完了後、対象者との間で合併を行う予定ですが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者は対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、本公開買付けを含む本取引はいわゆるマネジメント・パイアウト(MBO)(注)取引にも該当しません。もっとも、公開買付者及び対象者は、公開買付者が本取引を通じて対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者を完全子会社化することを目的としており、公開買付者は、本応募合意株主との間において、本応募合意株主が所有する対象者株式の全てについて、本応募契約を締結していることから、本応募合意株主と対象者の一般株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保し、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、利益相反を回避する観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、それぞれ以下のような措置を実施しました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、公開買付者は、公開買付者及び対象者において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の 乃至 の措置を実施していることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。また、以下の記載のうち対象者において実施した措置等については、対象者から受けた説明に基づくものです。

(注) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者における独立した検討体制の構築

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとするための本スクイーズアウト手続を行うことを企図しております。

株式売渡請求

公開買付者は、本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。

株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付け価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対して株式売渡請求の承認を求めます。対象者が取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承認を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。そして、公開買付者は、当該売渡株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各売渡株主に対して本公開買付け価格と同額の金銭を交付する予定です。

なお、対象者によれば、対象者は、公開買付者から株式売渡請求をしようとする旨及び会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者取締役会にてかかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本書提出日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2026年6月中旬から同月下旬頃を予定しております。

本臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、対象者の株主の皆様は、株式併合がその効力を生ずる日において、本臨時株主総会においてご承認をいただいた株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該対象者の株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。なお、株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者の株主が公開買付者のみとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定されるよう対象者に要請する予定です。なお、対象者によれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する対象者株式のうち1株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることが出来る旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記及びの各手続については、関係法令についての改正、施行及び当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主の皆様が交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の各場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

また、本スクイーズアウト手続により対象者の完全子会社化が2026年6月30日までの間に完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、対象者に対し、2026年3月期に係る対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することができる株主を、対象者の完全子会社化が完了した後の株主(公開買付者を意味します。)とするため、本定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、2026年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても本定時株主総会において権利を行使できない可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者は非上場会社のため、該当事項はありません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本応募合意株主との間で、それぞれ、2026年2月27日付で、概要以下の本応募契約を締結しております。

なお、本応募契約以外に、本応募合意株主との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けの応募の対価のほかに、公開買付者から本応募合意株主に対して供与される利益は存在しません。

本応募契約(レゾナック)

公開買付者は、レゾナック(所有株式：792,500株、所有割合：13.27%)との間で、2026年2月27日付で、本応募契約(レゾナック)を締結しております。本応募契約(レゾナック)の概要は以下のとおりです。

- ()レゾナックは、レゾナックが所有する対象者株式792,500株について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、これを撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。
- ()レゾナックは、契約締結日後、本公開買付けに係る決済日までの間、レゾナックが所有する対象者株式の全ての譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にしうる取引及びそれらに関する合意を行わず、第三者とのかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議すること。
- ()レゾナックは、本公開買付けに係る決済日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会におけるレゾナックが所有する対象者株式の全てに係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者の指示に従って行うか、又は、公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しないこと。
- ()レゾナックは、契約締結日以降、自ら、また、公開買付者は本公開買付けに係る決済日以降、対象者をして、契約締結日におけるレゾナック及び対象者の間の取引について、契約締結日以降1年間、契約締結日時点の取引条件を不合理に変更せず又は変更させないこと。
- ()上記のほか、公開買付者及びレゾナックによる表明保証(注)、補償等及び契約終了事由等について合意している。
- (注) 本応募契約(レゾナック)においては、レゾナックは、公開買付者に対して、設立及び存続、本応募契約(レゾナック)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、株式に対する権利について表明及び保証を行っている。また、公開買付者は、レゾナックに対して、設立及び存続、本応募契約(レゾナック)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

本応募契約(プロテリアル)

公開買付者は、プロテリアル(所有株式：755,666株、所有割合：12.66%)との間で、2026年2月27日付で、本応募契約(プロテリアル)を締結しております。本応募契約(プロテリアル)の概要は以下のとおりです。

- ()プロテリアルは、プロテリアルが所有する対象者株式755,666株について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、これを撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。

- ()プロテリアルは、契約締結日後、本公開買付けに係る決済日までの間、プロテリアルが所有する対象者株式の全ての譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、第三者との間でかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議すること。
 - ()プロテリアルは、本公開買付けに係る決済日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会におけるプロテリアルが所有する対象者株式の全てに係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者の指示に従って行うか、又は、公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しないこと。
 - ()プロテリアルは、契約締結日以降、自ら、また、公開買付者は本公開買付けに係る決済日以降、対象者をして、契約締結日におけるプロテリアル及び対象者の間の取引について、契約締結日以降、契約締結日時点の取引条件を維持し、また、維持させること。
 - ()上記のほか、公開買付者及びプロテリアルによる表明保証(注)、補償等及び契約終了事由等について合意している。
- (注) 本応募契約(プロテリアル)においては、プロテリアルは、公開買付者に対して、設立及び存続、本応募契約(プロテリアル)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、株式に対する権利について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、プロテリアルに対して、設立及び存続、本応募契約(プロテリアル)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)

公開買付者は、伊藤忠丸紅鉄鋼(所有株式：254,000株、所有割合：4.25%)との間で、2026年2月27日付で、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)を締結しております。本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)の概要は以下のとおりです。

- ()伊藤忠丸紅鉄鋼は、伊藤忠丸紅鉄鋼が所有する対象者株式254,000株について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、これを撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。
- ()公開買付期間の末日の5営業日前までに、公開買付者以外の第三者が、対象者株式を対象として買付予定数の上限なく本公開買付価格を5%以上上回る買付価格による公開買付け(以下「対抗提案」といいます。)を開始した場合、伊藤忠丸紅鉄鋼は、公開買付者に直ちに対抗提案の内容を書面で通知するとともに、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができる。この場合、公開買付者が、当該協議の申入れの日から起算して10営業日を経過する日又は公開買付期間末日の前日のいずれか早い日までに本公開買付価格を対抗提案に係る取得対価以上の金額に変更しない場合に限り、伊藤忠丸紅鉄鋼は、公開買付者に書面で通知することにより、伊藤忠丸紅鉄鋼が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを行わず、又は、撤回することができること。
- ()伊藤忠丸紅鉄鋼は、契約締結日後、本公開買付けに係る決済日(但し、伊藤忠丸紅鉄鋼が、上記()に従い本公開買付けへの応募を行わない又は撤回した場合には当該日)までの間、伊藤忠丸紅鉄鋼が所有する対象者株式の全ての譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、第三者との間でかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議すること。

- ()伊藤忠丸紅鉄鋼は、本公開買付けに係る決済日以降に、本公開買付けに係る決済日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における伊藤忠丸紅鉄鋼が所有する対象者株式の全て(但し、本公開買付けにより公開買付者が伊藤忠丸紅鉄鋼から買い付けた株式に限る。)に係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者の指示に従って行うか、又は、公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しないこと。
- ()伊藤忠丸紅鉄鋼は、契約締結日以降、自ら、また、公開買付者は本公開買付けに係る決済日以降、対象者をして、契約締結日における伊藤忠丸紅鉄鋼及び対象者の間の取引について、契約締結日以降、契約締結日時点の取引条件を維持するよう合理的な範囲で努めること。
- ()上記のほか、公開買付者及び伊藤忠丸紅鉄鋼による表明保証(注)、補償等及び契約終了事由等について合意している。
- (注) 本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)においては、伊藤忠丸紅鉄鋼は、公開買付者に対して、設立及び存続、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、株式に対する権利について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、伊藤忠丸紅鉄鋼に対して、設立及び存続、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

本応募契約(三菱UFJ銀行)

公開買付者は、三菱UFJ銀行(所有株式：50,000株、所有割合：0.84%)との間で、2026年2月27日付で、本応募契約(三菱UFJ銀行)を締結しております。本応募契約(三菱UFJ銀行)の概要は以下のとおりです。

- ()三菱UFJ銀行は、三菱UFJ銀行が所有する対象者株式50,000株について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、これを撤回せず、当該応募により成立する当該株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。
- ()三菱UFJ銀行は、契約締結日後、本公開買付けに係る決済日までの間、三菱UFJ銀行が所有する対象者株式の全ての譲渡、贈与、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にしうる取引及びそれらに関する合意を行わず、第三者との間でかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わないものとし、第三者からかかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供その他の申出を受けた場合には、速やかに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知し、対応につき公開買付者との間で誠実に協議すること。
- ()三菱UFJ銀行は、本公開買付けに係る決済日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における三菱UFJ銀行が所有する対象者株式の全てに係る議決権その他の権利の行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者の指示に従って行うか、又は、公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して権限者による記名押印のある適式な委任状を交付して包括的な代理権を授与し、かつ、かかる代理権の授与を撤回しないこと。
- ()上記のほか、公開買付者及び三菱UFJ銀行による表明保証(注)、補償等及び契約終了事由等について合意している。
- (注) 本応募契約(三菱UFJ銀行)においては、三菱UFJ銀行は、公開買付者に対して、設立及び存続、本応募契約(三菱UFJ銀行)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在、株式に対する権利について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、三菱UFJ銀行に対して、設立及び存続、本応募契約(三菱UFJ銀行)の締結及び履行、強制執行可能性、法令等との抵触の不存在、許認可等の履践、倒産手続等の不存在、反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っております。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2026年3月2日(月曜日)から2026年4月13日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年3月2日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき金605円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者及び親会社であるアイ・シグマ・キャピタルは、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者の有価証券報告書等により公表されている財務情報等、アイ・シグマ・キャピタルが2025年10月中旬から同年12月中旬にかけて対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の経営成績及び財務状態並びにそれらの見込み等を多角的に分析しました。さらに、本応募合意株主及び対象者と協議・交渉を行い、また、対象者取締役会及び特別委員会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2026年2月27日、本公開買付価格を605円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者及び親会社であるアイ・シグマ・キャピタルは、上記の諸要素を総合的に考慮しつつ、対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しているため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p>

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

アイ・シグマ・キャピタルは、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、投資先を検討する過程において、旧日立グループに属する商社として、成熟業界と理解する電線、化成系、金属の各分野で1941年の設立以来(旧日立グループとしては1975年以来)、長年の取引実績に裏付けされた安定した商流を有し、その取引実績ゆえに獲得した事業基盤を有する対象者に関心を持ち、対象者への資本参加に向けて検討を進めてまいりました。このような検討の結果、アイ・シグマ・キャピタルは、対象者へのデュー・ディリジェンスを通して、対象者が、()長年の実績に裏付けられた、企業規模の大小を問わずにカバーをしている国内における幅広い顧客基盤、()高度な専門性を持ちつつ、顧客の要望に基づいた製品のカスタマイズといったサービスの提供に取り組む従業員、及び()対象者の株主かつ主要仕入先で競争力を有するレゾナック、プロテリアル、伊藤忠丸紅鉄鋼及び東洋鋼鈹の各製品に係る幅広い商圏を有している点において、対象者の強みがあると考え、また、丸紅グループの多岐に渡るビジネスネットワーク・情報力を活用することにより、対象者のガバナンス面の確立、商流における更なる付加価値の取り込み及び旧日立グループ以外の商圏の取り込みを図ることで、対象者の更なる発展と企業価値の向上を図ることができ、また、企業価値の向上に向けた取り組み過程において対象者に生じる不利益はないものと考えております。そして、アイ・シグマ・キャピタルは、対象者を公開買付者の完全子会社とすることにより、()エンジニアリング、在庫機能強化等を通じた高付加価値ビジネスの拡大、()海外を含む調達ネットワークの強化、()経営管理強化(ガバナンス面、ITインフラ面)に向けた支援、()商社ビジネスに最適な人事・意思決定体系の整備のシナジーの実現が可能であると考え、2025年9月2日、対象者に、本意向表明書を提出しました。さらに、アイ・シグマ・キャピタルは、本取引の実現可能性の精査のために法務(法務アドバイザー：森・濱田松本法律事務所外国法共同事業、選任日：2025年10月10日)・財務・税務・ビジネス(財務・税務・ビジネスアドバイザー：デロイトトーマツリスクアドバイザー合同会社、選任日：2025年10月20日)のデュー・ディリジェンスを2025年10月中旬から同年12月中旬まで実施するとともに、並行して、対象者との間で、本公開買付けを含む本取引の諸条件についての協議・検討を続けてまいりました。その結果、公開買付者は、2026年2月5日、上記の各施策を実施することで、対象者の企業成長を支援することが可能であると判断したことから、本公開買付価格を558円とする旨の法的拘束力を有する本最終意向表明書を対象者に対して提出いたしました。株式価値の算定にあたっては、まず、対象者を解散した場合に株主に帰属すると見込まれる解散価値としての純資産額を基準とし、その上で、デュー・ディリジェンスの実施過程において検出された各種事項について、その内容及び対象者の財政状態、経営成績並びに将来の事業運営に及ぼす影響を総合的に勘案しております。また、対象者が有価証券報告書及びその他の開示資料により公表している財務情報、加えて、対象者にて作成している2026年3月31日を基準日とした2027年3月期から2030年3月期までを対象期間とする事業計画も勘案しております。これらを主として、2026年3月31日を基準日として、公開買付者において、売上高、売上原価、各種費用等から構成される損益計算書(P/L)、並びに運転資本、外部からの資金借入れ等を含む貸借対照表(B/S)につき、それぞれ試算した事業計画及びキャッシュ・フローを基礎として、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(DCF法)及びマーケット・マルチプル法の複数の算定方法を用いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの価値を算出いたしました。これに対し、対象者からは、同年2月9日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は公正な価格とは言い難く、本公開買付けに対する応募推奨を行うためには全く不十分な価格であるとして、本公開買付価格の抜本的な引き上げを求められました。上記要請を受けて、公開買付者は真摯に検討した結果、同年2月12日、対象者に対して、本公開買付価格を578円とする再提案を行いました。これに対し、対象者からは、同年2月13日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は依然として公正な価格ということは到底できず、本公開買付価格の大幅な引き上げを求められました。上記要請を受けて、公開買付者は真摯に再検討した結果、同年2月16日、対象者に対して、本公開買付価格を583円とする再提案を行いました。これに対し、対象者からは、同年2月17日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、対象者の一般株主の利益保護の観点から、当該提案価格は依然として公正な価格とは言えず、本公開買付けに対する応募推奨を行うためには依然として全く不十分な価格であるとして、本公開買付価格の大幅な引き上げを求められました。上記要請を受けて、公開買付者は真摯に、慎重かつ最優先で再検討した結果、同年2月19日、対象者に対して、本公開買付価格を605円とする最終提案を行いました。これに対し、対象者からは、同日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、少数株主の立場からは十

算定の経緯

分とはいいがたく、一層の引き上げが必要と考えているとして、本公開買付価格について再度の提案を求められました。上記要請を受けて、公開買付者は慎重に再検討した結果、同年2月24日、対象者に対して、最終提案にて提示した本公開買付価格605円は、本取引の個別の要素を鑑みたくえて提示が可能な最大限の価額であり、一般株主の利益に十分に配慮された価額であることから、最終かつ最善の価額であって、これ以上の引き上げはできない旨の回答をいたしました。これに対し、対象者からは、同日、対象者及び本特別委員会の見解として、三菱UFJ銀行財務開発室による対象者の株式価値算定結果を踏まえると、少数株主の立場からは依然として十分とはいいがたく、一層の引き上げが必要と考えているとして、本公開買付価格について再度の提案を求められました。上記要請を受けて、公開買付者は慎重に再検討した結果、同年2月25日、対象者に対して、最終提案にて提示した本公開買付価格605円は、本取引の個別の要素を鑑みたくえて提示が可能な最大限の価額であり、一般株主の利益に十分に配慮された価額であることから、最終かつ最善の価額であるとの考えは変わらない旨の回答を行いました。これに対し、対象者から、同年2月26日、対象者及び本特別委員会の見解として、公開買付者の最終提案を応諾する旨の回答を受けたことから、本公開買付価格を605円とすることについて、合意に至りました。なお、本応募合意株主とは本公開買付価格に関する交渉は行っておらず、本公開買付価格である605円を提示した上で2026年2月27日に本応募契約の締結に至っております。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

()算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び対象者のいずれからも独立した、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、三菱UFJ銀行財務開発室に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年2月26日付で、三菱UFJ銀行財務開発室より対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、三菱UFJ銀行財務開発室は、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、法人としての三菱UFJ銀行は、公開買付者に対して融資を行うことが予定されており、公開買付者との間で本応募契約(三菱UFJ銀行)を締結しておりますが、三菱UFJ銀行は、銀行法(昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。)第13条の3の2第1項及び銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号。その後の改正を含みます。)第14条の11の3の3等の適用法令に従った法的義務として、行内における情報隔壁措置等、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しており、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱UFJ銀行財務開発室は、三菱UFJ銀行における貸付を行う部署及び本応募契約(三菱UFJ銀行)を締結した虎ノ門支店取引先第三課とは独立した立場から、対象者株式の株式価値の分析を行うことができる体制を構築しているものと考えられるので、対象者は、対象者株式の株式価値の分析にあたっては、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱UFJ銀行財務開発室において適切な弊害防止措置が講じられているものと判断しているとのことです。また、本取引に係る三菱UFJ銀行財務開発室に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行や本取引が不成立となった場合にも対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系も含まれていること等を踏まえ、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により三菱UFJ銀行財務開発室を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室の独立性及び専門性に問題ないこと、並びに、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

()対象者株式に係る算定の概要

三菱UFJ銀行財務開発室は、複数の算定手法の中から対象者株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業かつ非上場会社であることを前提に、対象者の事業概況及び直近の業績も考慮した上で、将来の事業活動の状況も算定に反映するためにDCF法を用いて、対象者の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2026年2月26日付で三菱UFJ銀行財務開発室より対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

上記手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

DCF法 : 602円から768円

DCF法では、対象者が作成した2027年3月期から2030年3月期までの4期分の事業計画(以下「対象者事業計画」といいます。)を基に、対象者事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たり価値の範囲を602円から768円までと算定しているとのことです。

三菱UFJ銀行財務開発室がDCF法による分析に用いた事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれていないとのことです。

また、対象者事業計画は、本公開買付けの実行を前提として作成されたものではないとのことです。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、上記算定には加味していないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言の取得

対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び対象者のいずれからも独立した、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の 절차に対する対象者取締役会の意思決定方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、TMI総合法律事務所は、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号、公開買付者及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

また、本特別委員会は、TMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のリーガル・アドバイザーとして選任されることを承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。TMI総合法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けの成立後、本スクイズアウト手続が想定されており、公開買付者は、本公開買付けの成立後に対象者の支配株主に該当することとなる可能性があることから、その構造上、一般論として、本取引の是非を決定するにあたり対象者取締役会と対象者の一般株主との間に利益相反が生じる可能性も否定はできないこと等を考慮し、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、対象者取締役会において本取引を行う旨の決定をすること(本公開買付けに係る対象者の意見表明を含む。)が一般株主にとって公正であることを確認することを目的として、2025年9月11日付で、外部有識者である太田大三氏(弁護士・弁理士・丸の内総合法律事務所・パートナー)、松本亨氏(公認会計士・松本亨公認会計士事務所・パートナー・所長)及び浅沼大貴氏(弁護士・北浜法律事務所・パートナー)の3名によって構成される、公開買付者及び対象者のいずれからも独立した本特別委員会を設置し、本公開買付けに係る協議及び交渉を行う体制を構築したとのことです。なお、特別委員として社外取締役及び社外監査役を選任しなかった理由は、社外取締役である松永進氏は、本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)を締結し丸紅グループでもある伊藤忠丸紅鉄鋼にて勤務しており、社外監査役である沖山和彦氏は、本応募契約(プロテリアル)を締結したプロテリアルにて勤務しており、社外監査役である大倉健太郎氏は、本応募契約(レゾナック)を締結したレゾナックにて勤務しており、本応募契約(レゾナック)、本応募契約(プロテリアル)及び本応募契約(伊藤忠丸紅鉄鋼)はいずれも2025年9月11日時点でも締結する可能性が否定できなかったため、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から適切でないと考えたためとのことです。また、外部有識者である太田大三氏、松本亨氏及び浅沼大貴氏の3名を選定した理由は、特別委員3名の属性及び専門性を踏まえ、財務・会計及び法務の知見に関して本特別委員会の専門性を補完していただくことが望ましいと考えたためとのことです。

そして、対象者は、本特別委員会に対し、(a)本取引が対象者企業価値の向上に資するか否か、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本取引の取引条件の公正性(買付者との協議・交渉の過程、株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性を含む。)、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引(本公開買付けに係る対象者の意見表明を含む。)が対象者の一般株主にとって公正であるか否か(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)を諮問し、本諮問事項についての本答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

さらに、本特別委員会に対しては、本取引に関与する対象者の役職員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求め、その他の調査を行う権限、本取引の取引条件の交渉に際して、適時に報告を受け、重要な局面でその意見、指示及び要請等を行う等により対象者が公開買付者との間で行う本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限、及び本特別委員会が必要と認める場合には、対象者取締役会が本取引のために選定した者とは異なる弁護士、公認会計士その他アドバイザーから助言を受ける権限を付与すること(この場合の費用は対象者が負担すること)を決議しているとのことです。

なお、本特別委員会は、弁護士、公認会計士その他のアドバイザーを独自に選任していないとのことです。また、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとしているとのことです。

本特別委員会においては、本諮問事項についての協議及び検討を行うにあたり、対象者から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、質疑応答を行い、また、公開買付者から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。加えて、本特別委員会は、公開買付者との交渉過程への関与方針として、直接の交渉は対象者のファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ銀行財務開発室が対象者の窓口として行うこととしつつ、本特別委員会は、三菱UFJ銀行財務開発室から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しているとのことです。さらに、三菱UFJ銀行財務開発室から対象者株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けているとのことです。

その後、本特別委員会は、対象者及び三菱UFJ銀行財務開発室から、公開買付者と対象者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で605円という最終的な合意に至るまで、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を対象者に意見する等して、公開買付者との交渉過程に関与したとのことです。

さらに、TMI総合法律事務所から本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答を行うとともに、対象者及び三菱UFJ銀行財務開発室からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

なお、本特別委員会は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所について、それぞれの独立性の程度、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しているとのことです。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2026年2月26日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出したとのことです。

() 本取引が対象者企業価値の向上に資するか否か

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的な内容等について、対象者並びに公開買付者、アイ・シグマ・キャピタル及びアイ・シグマ事業支援ファンド4号(公開買付者、アイ・シグマ・キャピタル及びアイ・シグマ事業支援ファンド4号を総称して、以下「公開買付関連当事者」といいます。)及び公開買付関連当事者に対してヒアリングを行い、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の内容の説明を受け、その具体的な内容の確認及び検討を実施した。

本公開買付けを含む本取引の目的等には、いずれも不合理な点はなく、本取引は対象者の企業価値の向上に資することを企図するものであり、本特別委員会は、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められると判断するに至った。

()本取引に係る交渉過程の手續の公正性

(1) 外部専門家の専門的助言等

対象者が本取引について検討するにあたっては、公開買付関連当事者及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値の向上については株主共同の利益の観点から、本公開買付価格を始めとする本公開買付けの買付条件の妥当性及び本取引の一連の手續の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。

なお、本特別委員会は、三菱UFJ銀行財務開発室及びTMI総合法律事務所が公開買付関連当事者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないことから、その独立性に問題がないことを確認し、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーとして承認している。

(2) 本特別委員会の設置及び本特別委員会の意見を最大限尊重すること

対象者は、本取引はマネジメント・バイアウト(MBO)や支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、本公開買付けの成立後、本スクイーズアウト手續が想定されており、公開買付者は、本公開買付けの成立後に対象者の支配株主に該当することとなる可能性があることから、その構造上、一般論として、本取引の是非を決定するにあたり対象者取締役会と対象者の一般株主との間に利益相反が生じる可能性も否定はできないこと等を考慮し、本取引に関する対象者の意思決定に慎重を期し、また、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保するために、2025年9月11日付取締役会決議にて、公開買付者及び対象者から独立した委員によって構成される本特別委員会を設置する旨を決議し、本取引を検討するための体制を構築している。なお、特別委員として社外取締役及び社外監査役を選任しなかった理由は、社外取締役である松永進氏は、公開買付者との間で応募契約を締結し丸紅グループでもある伊藤忠丸紅鉄鋼にて勤務しており、社外監査役である沖山和彦氏は、公開買付者との間で応募契約を締結したプロテリアルにて勤務しており、社外監査役である大倉健太郎氏は、公開買付者との間で応募契約を締結したレゾナックにて勤務しており、公開買付者とレゾナック、プロテリアル及び伊藤忠丸紅鉄鋼との間の各応募契約はいずれも2025年9月11日時点でも締結する可能性が否定できなかったため、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避する観点から適切でないと考えたためである。また、外部有識者である太田大三氏、松本亨氏及び浅沼大貴氏の3名を選定した理由は、特別委員3名の属性及び専門性を踏まえ、財務・会計及び法務の知見に関して本特別委員会の専門性を補完していただくことが望ましいと考えたためである。

また、対象者は、本特別委員会に対する諮問について、対象者による本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、本取引を行わないことを事前に決議している。

なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していない。本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていない。

(3) 対象者による協議・交渉

対象者は、本公開買付価格について、一般株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付関連当事者との間で複数回にわたって行っている。

具体的には、対象者は、三菱UFJ銀行財務開発室を通じて、公開買付関連当事者からの本公開買付価格の提案に対して、2026年2月5日以降、5回にわたり価格提案の出し直しを求めるなど、繰り返し価格交渉を実施した。なお、当該協議・交渉にあたっては、本特別委員会は、対象者から当該協議・交渉の経緯及び内容等について適時に報告を受け、本特別委員会を通じて方針等を協議し、公開買付関連当事者への主張内容について具体的に意見を述べるなどした上で行うなど、本特別委員会は公開買付関連当事者との交渉過程に実質的に関与している。

そして、その交渉の結果として、605円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり558円とする公開買付者の当初の提案より、47円の価格引上げを引き出している。

(4) 本取引の交渉過程における特別利害関係人の不関与

対象者において本取引の検討に関与する役職員の中に、本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付関連当事者その他の本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は存在しない。

(5) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を30営業日に設定している。公開買付期間を法令で定められた期間より長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図している。

また、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていない。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

(6) マジョリティ・オブ・マイノリティ条件

本取引においては、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定されていない。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する対象者の少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限は設定していないとのことであり、かかる理由には一定の合理性が認められることに加え、上記(1)乃至(5)に記載のとおり、本取引においては、公正性担保措置が講じられており、公正な手続を通じて対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていることに照らせば、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限が設定されていなくても、本取引の条件の公正性が否定されるものではないと考える。

(7) 適切な情報開示及び強圧性の排除

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後実施される予定の本スクイーズアウト手続について、公開買付者が提出する公開買付届出書、対象者が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されている。

また、本スクイーズアウト手続は、株式売渡請求又は株式併合によって行われる予定であり、本取引に反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されるスキームとなっているところ、株式売渡請求を行う場合においては、各株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、各株主に対して本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定であり、また、株式併合を行う場合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう株式併合により生じる端数の合計数の売却代金が算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められ、本公開買付けに応募することの強圧性が低減される適切な措置が採られているといえる。

(8) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本特別委員会は、本取引においては取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられており、本取引に係る交渉過程の手続は公正であると判断するに至った。

()本取引の取引条件の公正性(買付者との協議・交渉の過程、株式価値算定内容及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性を含む。)

(1) 三菱UFJ銀行財務開発室による株式価値算定書

対象者が、公開買付関連当事者及び対象者グループのいずれからも独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室から2026年2月26日付で取得した対象者株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たりの株式価値は、DCF法によると602円から768円とされている。

本公開買付価格は、対象者株式価値算定書におけるDCF法による算定結果のレンジの範囲内の金額である。

そして、本特別委員会は、三菱UFJ銀行財務開発室から株式価値評価に用いられた算定方法等について詳細な説明を受けるとともに、三菱UFJ銀行財務開発室及び対象者に対して評価手法の選択や算定の基礎となる対象者事業計画に基づく財務予測を含む前提条件等に関する質疑応答を行った。

なお、対象者事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていない。

以上を検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。

(2) 対象者の株主コミュニティにおける株価に対するプレミアム水準の妥当性

本公開買付価格(605円)は、直近に行われた2026年2月5日付での株主コミュニティにおける対象者株式の売買価額121円に対して400.00%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)において同じとする。)、過去6か月の株主コミュニティにおける対象者株式の売買価額の単純平均値121円(小数点以下第一位を四捨五入。)に対して400.00%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、相応なプレミアムが付された価格であると評価できる。

(3) 交渉過程の公正性の公正性

上記のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の公正性は公正であると認められるところ、本公開買付け価格は、かかる交渉の結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(4) 本公開買付け後の手続において交付される対価

本公開買付けに応募しなかった一般株主は、本公開買付けの後に実施される予定の完全子会社化の手続において、最終的に金銭が交付されることになること、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付け価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定である。

(5) 本取引の対価の種類の特当性

本取引の対価は、本公開買付け及びその後実施される予定の本スクイーズアウト手続を通じて、現金であることが予定されているところ、公開買付け者が非上場会社であることを踏まえると、本取引において、流動性が乏しい公開買付け者の株式を対価とするのではなく、金銭を対価とすることは妥当であるといえる。

(6) 本取引の対価の種類の特当性

本特別委員会は、以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は公正であると判断するに至った。

() 本取引(本公開買付けに係る対象者の意見表明を含む。)が対象者の一般株主にとって公正であるか否か

本特別委員会は、本特別委員会の審議において対象者の一般株主に特段の悪影響を及ぼす事象は確認されておらず、上記()乃至()に記載の事項を踏まえて、本取引が対象者の一般株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、本公開買付けに係る対象者の意見表明を含め、本取引は対象者の一般株主にとって公正であると判断するに至った。

対象者における独立した検討体制の構築

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付け者から独立した立場で、本公開買付けに係る協議及び交渉を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。

具体的には、対象者は、2025年9月2日に公開買付け者から本取引に関する意向表明書を受領した後、TMI総合法律事務所から受けた助言を踏まえ、本公開買付けに係る協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、アイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付け者の役職員を兼務しておらず、かつ、過去にアイ・シグマ・キャピタル、アイ・シグマ事業支援ファンド4号及び公開買付け者の役職員としての地位を有していたことのない、今野博文氏(取締役社長兼営業本部長兼事業強化推進室)、森本昇氏(常務取締役管理本部長兼海外統括部長兼経営改革推進室長)及び内田雄治氏(常務取締役営業副本部長兼大阪支店長)に、執行役員3名及び従業員4名を加えた計10名の社内プロジェクトチームを組成しているとのことです。また、かかるプロジェクトチームは、本特別委員会とともに対象者と公開買付け者との間の本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に専属的に関与しており、本書提出日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、三菱UFJ銀行財務開発室から取得した対象者株式価値算定書の内容及びTMI総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、対象者の企業価値の向上、少数株主の皆様利益保護を含む本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、上記したシナジーの発現を通じて、対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む取引条件については、対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して合理的な売却機会を提供するものであると判断し、2026年2月27日付の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者取締役4名(今野博文氏、森本昇氏、内田雄治氏及び松永進氏)の全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

上記の取締役4名において、公開買付者の役員との兼職関係にある等利害関係を有する役員は存在していないとのことです。

また、対象者の監査役2名全員(沖山和彦氏、大倉健太郎氏)が上記の決議について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意をしておりません。また、公開買付者は、公開買付期間について法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、当該法定期間より長期間である30営業日としております。公開買付者は、公開買付期間を当該法定期間より比較的長期に設定することにより、対象者株券等の所有者の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付け価格の適正性も担保することを企図しております。

(注) 三菱UFJ銀行財務開発室は、対象者株式価値算定書の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っており、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき対象者において一切認識されていないことを前提としているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、対象者株式価値算定書の作成にあたり使用する情報の中に含まれる財務予測等の予測値は対象者による最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、使用情報をそのまま採用しているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、かかる財務予測等の正確性・妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもないとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、対象者及びその関係会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです(これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定結果は大きく異なる可能性があるとのことです)。対象者株式価値算定書で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、対象者により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としているとのことです。対象者株式価値算定書において、三菱UFJ銀行財務開発室が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定をおいて分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としているとのことです。三菱UFJ銀行財務開発室は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っており、その義務及び責任を負うものではないとのことです。対象者株式価値算定書の作成にあたり使用する情報の真実性・正確性等、あるいは今後入手しうる追加情報の内容次第では評価の前提条件が異なり、したがって、対象者株式価値算定書の内容も大きく変わる可能性があるとのことです。対象者株式価値算定書は、対象者及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに対象者株式価値算定書に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としているとのことです。対象者株式価値算定書は、本取引が適法かつ有効に実施されること、及び本取引の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意又は許認可が、本取引によってもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、三菱UFJ銀行財務開発室はこれらについて独自の検証を行う義務を負うものではないとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,970,158(株)	3,980,000(株)	(株)
合計	5,970,158(株)	3,980,000(株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,980,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,980,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付け者が買付け等を行う対象者株式の最大数である5,970,158株を記載しております。当該最大数は、対象者の発行済株式総数(6,000,000株)から対象者が所有する自己株式数(29,842株)を控除した株式数(5,970,158株)です。

(注3) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。そのため、対象者は、公開買付け期間中に単元未満株式を有する株主による名義書換請求権の行使を制限する対象者の定款規定を削除することを予定しているとのことです。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,970
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年3月2日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年3月2日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	5,933
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,970,158株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年12月25日に提出した第111期中半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、発行済株式総数(6,000,000株)から対象者が所有する自己株式数(29,842株)を控除した株式数(5,970,158株)に係る議決権の数(5,970個)を分母として計算しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことはできません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会が、排除措置命令を発令するときは、排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取にあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされています(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされており(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年12月12日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理され、2025年12月25日付で「排除措置命令を行わない旨の通知書」を公正取引委員会より受領したため、措置期間は同日をもって終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日から13日に短縮する旨の2025年12月25日付「禁止期間の短縮の通知書」を受領したため、2025年12月25日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 2025年12月25日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第1498号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

許可等の日付 2025年12月25日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第1499号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

応募書類の請求先 証券代行部(0120-782-031)

(受付時間：土・日・祝祭日等を除く9時～17時)

本公開買付けにおいては、対象者が株券発行会社ではないため、株券に代わる株主の地位の証明手段として、対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社(以下「株主名簿管理人」といいます。)から発行される株主の所有株式数等を証明する「所有株式数証明書」と称する書面を応募書類といたします。株主名簿管理人は、2026年1月30日現在の株主名簿に記載された株主宛に、2026年1月30日現在の株主名簿記載事項を証明している「所有株式数証明書」を発行しており、当該「所有株式数証明書」は対象者の株主が対象者に届け出ている住所へ送付されます。本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、2026年1月30日現在又はそれ以降の時点の株主名簿記載事項を証明している「所有株式数証明書」をご提出ください(2026年1月30日より前の時点の株主名簿記載事項を証明する「所有株式数証明書」では本公開買付けの応募の受け付けは行いません。)。また、対象者は株券発行会社ではないため、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け後に、応募株主等と共同して株主名簿の名義書換を請求しなければなりません。本公開買付けにおいては、対象者の株主が対象者に届け出ている住所へ、「三国商事株式会社株式に対する公開買付けの応募手続等のご案内」と称する書面のご案内に同封され、「株式名義書換請求書」が送付されます。応募株主等により当該「所有株式数証明書」に記載されている株主名及び住所が記載され、届出印が押印された(応募株主等が届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書(交付日から6か月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。以下「印鑑証明書」といいます。))を添付した「株式名義書換請求書」も応募書類といたします(上記の形式を具備しない「株式名義書換請求書」では、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行いません。)。応募株主等は、対象者の公開買付代理人である大和証券株式会社(以下「公開買付代理人」といいます。)所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、上記のとおり、株主名簿管理人から発行される2026年1月30日現在又はそれ以降の時点の株主名簿記載事項を証明する「所有株式数証明書」及び「株式名義書換請求書」を添えて、公開買付代理人の本店又は全国各支店(以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。)に、「公開買付応募申込書」を郵送又は来店の上、公開買付期間の末日の16時までに応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。なお、「所有株式数証明書」の発行を受けていない又は送付された「所有株式数証明書」の内容が正確ではない株主の皆様については、株主名簿管理人から新たに「所有株式数証明書」の発行を受けるための事務処理に時間がかかることが考えられるため、お早めに公開買付代理人及び株主名簿管理人までご連絡ください。また、応募株主等は応募の時点、公開買付期間の終了時点、及び株主名簿管理人における株主名簿の名義書換の時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されている必要があります。公開買付者が、公開買付期間の終了後直ちに、本公開買付けの応募を受け付けた株券等に係る「株式名義書換請求書」を株主名簿管理人に対して交付した後に、当該各時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されていないことが判明した応募株主等については、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行いません。また、「所有株式数証明書」には当該応募株主等が株主名簿管理人に届け出た株主名、住所が記載されており、株主名簿の名義書換を請求するには、「所有株式数証明書」の記載内容と同一の株主名、住所及び届出印(届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印、法人の場合には法人印)を「株式名義書換請求書」の譲渡人(株主)欄に記入・捺印の上、株主名簿管理人に提出する必要があります。当該応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数証明書」又は「株式名義書換請求書」について不備があることにより、下記「10 決済の方法」の「(2) 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合、本公開買付けが成立したときでも、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行いません。この場合、本公開買付けに係る契約が解除されたものとし、当該応募株主等の応募に係る株券等の名義書換は行われず、従って本公開買付けに係る決済も開始されません。(注1)

公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>)をご確認ください。

本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座が必要となります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」、「所有株式数証明書」及び「株式名義書換請求書」をご用意ください。また、応募の際に個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要となる場合があります。(注2)(注3)

外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)。なお、米国内からの応募等につきましては、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(8) その他」をご参照ください。

個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注4)

(注1) 応募書類について

応募株主等が本公開買付けの応募に際して必要となる書類は下記のとおりとなります。

	書類の名称	書類の請求先
A	所有株式数証明書	三井住友信託銀行株式会社
B	株式名義書換請求書	三井住友信託銀行株式会社
C	公開買付応募申込書	大和証券株式会社

(注2) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要となります(法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者(取引担当者)」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要となります。)。なお、本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。(店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要となります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー(但し、「住民票の写し」は原本)をご提出ください。)

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	個人番号カード(裏)	個人番号カード(表) 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、「個人番号カード(表)」に加えて、a又はbのうち、いずれか1種類
B	通知カード	aのいずれか1種類、又はbのうち2種類 (但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。) 郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、a又はbのうち、いずれか2種類(但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で2種類とすることはできません。)
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票の記載事項証明書	a又はbのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の1種類

- a 顔写真付の本人確認書類
- ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート(住所記載欄のない新型パスポート(2020年2月4日以降に発給申請し交付されたパスポート)は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。)、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書
- b 顔写真のない本人確認書類
- ・発行から6か月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの。)、各種福祉手帳等
- ・法人の場合
下記、A～Cの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 (名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの)
C	お取引担当者の本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類(aのいずれか1種類、又はbのうち2種類)

- ・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

(注3) 取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

(注4) 株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時まで、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、以下の手続により、契約の解除を行ってください。

所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時まで契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までには到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、解除してください。

公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(<https://www.daiwa.jp/doc/230313.html>)をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	3,611,945,590
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	200,000,000
その他(c)	5,300,000
合計(a) + (b) + (c)	3,817,245,590

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けの買付予定数(5,970,158株)に、本公開買付価格(605円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他、公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未確定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目 4番5号)	買付け等に要する資金に充 当するための借入れ(注) (1) タームローン 借入期間：5年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBORに 基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2)ブリッジローン 借入期間：1年(満期一括返 済) 金利：短期プライムレート に基づく変動金利 担保：対象者株式等	(1) タームローン 1,079,000 (2)ブリッジローン 1,550,000
計(b)				2,629,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、タームローンを1,079百万円及びブリッジローンを1,550百万円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年2月27日付で取得しております。

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)				

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
アイ・シグマ事業支援ファンド4号による普通株式の引受け(注1、2)	1,481,000
計(d)	1,481,000

(注1) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、公開買付者の発行済株式の全部を所有するアイ・シグマ事業支援ファンド4号から1,481,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年2月26日付で取得しております。

(注2) 公開買付者は、アイ・シグマ事業支援ファンド4号の無限責任組合員であるアイ・シグマ・キャピタルから、出資の実行にあたっては各組合員から必要な資金の出資を受ける予定であり、その出資の確約を得ていること、また、組合員は、無限責任組合員のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構、適格機関投資家である国内の事業会社や銀行、信託銀行及び保険会社であり、貸借対照表その他の財務資料をもって確認したところ、いずれもその資力に疑義はなく、出資に必要な資金の全てについて各組合員から出資が受けられることは確実であるという報告を受けております。また、仮に出資義務を履行しない組合員が生じた場合でも、無限責任組合員は、その裁量により、当該未履行部分についての責任を引き受け、かつ、当該組合員の出資未履行金額に相当する弊組合の持分についての権利を承継する組合員を指定することができます。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,110,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年5月25日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いいたします。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、必要に応じて公開買付代理人を通じて公開買付期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付け等の対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」(応募株主等により、株主名簿管理人から発行される株主の所有株式数等を証明する「所有株式数証明書」に記載されている株主名及び住所が記載され、届出印が押印された(応募株主等が届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書(交付日から6か月以内の原本。なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。))を添付したものを、株主名簿管理人に対して交付し、株主名簿管理人から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、名義書換が完了した応募株主等を対象として、上記「(2) 決済の開始日」に記載の日に決済を開始します。なお、応募株主等が公開買付代理人に提出した「公開買付応募申込書」、「所有株式数証明書」及び「株式名義書換請求書」に不備があり、上記「(2) 決済の開始日」に記載の日までに株主名簿管理人にて名義書換の完了が確認できない場合には、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行わないため、当該応募株主等を対象とした決済は開始されません。また、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点(上記の名義書換が完了した時点)と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社ではないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な「所有株式数証明書」は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募株主等へ交付又は応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送することにより返還いたします(株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合でも、「株式名義書換請求書」については返還いたしません。)。なお、対象者は、株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,980,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(3,980,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至ト及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

本公開買付けの撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、「所有株式数証明書」の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、「所有株式数証明書」は手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容及び、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
2025年11月	商号をMKホールディングス株式会社とし、本店所在地を東京都千代田区大手町一丁目5番1号、資本金を5,000円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

1. 株式の取得、保有、管理及び処分
2. その他前号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

事業の内容

公開買付者は、上記の事業及びその関連事業を営むこと、並びに上記の事業及びその関連事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを主たる事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年3月2日現在

資本金の額(円)	発行済株式の総数(株)
5,000	1

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の5営業日前までに、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、1,481,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数が増加することが予定されています。

【大株主】

2026年3月2日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式の数の割合(%)
アイ・シグマ事業支援ファンド4号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1	100.00
計	-	1	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年3月2日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表取締役	社長	中島 聖介	1976年11月28日	2001年10月 中央青山監査法人 入社	-
				2006年10月 PwCアドバイザー株式会社 入社	
				2011年3月 PricewaterhouseCoopers LLP 入社	
				2014年11月 丸紅株式会社 入社	
				2024年4月 アイ・シグマ・キャピタル株式会社 入社	
				メシウス株式会社 社外取締役 就任	
				八十島プロシード株式会社 社外取締役 就任	
				昭光通商株式会社 社外取締役 就任	
				2024年10月 アイ・シグマ・キャピタル株式会社 取締役 就任	
				2024年11月 ジャパンフーズ株式会社 監査役 就任	
2024年11月 株式会社宇部スチール 社外取締役 就任					
2025年3月 株式会社和コーポレーション 監査役 就任					
メシウス株式会社社外取締役 退任					
2025年11月 公開買付者代表取締役(現任)					
計					-

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年11月5日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者によれば、対象者は2026年2月27日付の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に応募を推奨する旨の決議をしたとのこと。

なお、対象者の意思決定の過程に係る詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意

該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

対象者株式は金融商品取引所に上場していないため、該当事項はありません。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単元)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第109期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第110期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第111期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年12月25日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

訂正報告書(上記 に記載の第109期有価証券報告書の訂正報告書)を2024年7月4日に関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

三国商事株式会社

(東京都港区西新橋三丁目8番3号 ランディック新橋ビル4階)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

対象者は、2026年2月27日付の取締役会で、本公開買付けが成立することを条件に、2026年3月期に係る期末配当を行わないことを決議したとのことです。